

平成24・25年度宮代町小規模契約希望者登録申請要領

1. 登録有効期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日
2. 受付期間 平成24年3月1日から3月23日まで
3. 受付時間 午前9:00～12時、午後1:00～5:00
(ただし、土・日曜日、祝祭日は除く)
4. 受付場所 総務政策課 管財担当(役場2階 13番窓口)
5. 申請書の書き方

① 住所又は所在地

事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅を事務所として記入してください。

② 商号又は名称

法人の場合は、商業登記簿謄本に記載された称号を記入し、個人事業主の場合は、通常使用している名称を記入してください。

③ 代表者氏名

「職」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表者」と記入してください。

④ 印鑑

この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書、請書、請求書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表取締役印(登録印)を、個人事業主の場合は実印でなくとも結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。

⑤ 希望業種(裏面「希望業種一覧表」参照)

建設工事につきましては、28業種の中から5業種以内、業務委託につきましては、19業種の中から5業種以内、物品につきましては、19業種の中から5業種以内の申請をすることができます。(なお、詳細につきましては、別紙業種表より選んで頂き、該当項目がない場合は取扱品目を詳しく記載してください。)ただし、その希望業務を履行するにあたって、法的な許可、免許、登録を有する方は、記入してください。

6. 注意事項

- ① この申請要領に申請案内等が記載しておりますので、申請書を提出する場合は必ず一読し、誤りや記載漏れ等の無いようにしてください。
- ② 受付期間を過ぎてしまった場合でも追加申請できますのでご相談ください。
- ③ 不明な点は下記に問い合わせしてください。

宮代町 総務政策課 管財担当

〒345-8504

住所 宮代町笠原1丁目4番1号

TEL 0480(34)1111(内線212)

FAX 0480(34)7820

希望業種一覧表

建設工事

土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土木工事業、
石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業

業務委託

建物総合管理、建物清掃、水路・下水管清掃・維持管理、道路・公園等の維持管理、警備、電気工事設備保守、通信設備保守、機械設備保守、消防設備保守、産業廃棄物処理、一般廃棄物処理、消毒・害虫駆除、写真・映画、調査・研究、電算業務、イベント、リース、印刷、その他

物 品

事務用品、被服、図書、運動用品、教育、楽器、家具、厨房、電気、通信、車両、消防、薬品、水道、百貨、建設機械、測量機器、建設資材、その他

宮代町小規模契約希望者登録申請をされる方へ

一般事項

1 目的

この登録制度は、宮代町が発注する小規模な修理及び修繕工事、業務委託、物品購入等の契約について、町内小規模業者の受注機会を拡大し、商工業等の町内経済の活性化を目指すものです。指名競争入札参加資格申請（指名参加願い）のない方でも契約をすることができる「少額で内容が軽易な契約（50万円未満）」を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とするものです。

この登録を申請した方は、「宮代町小規模契約希望者登録名簿」（様式第2号）に登録し、庁内に提供し、宮代町が発注する小規模な契約の際に業者選定の対象となります。指名や契約を約束するものではありません。

○ 登録できる方

宮代町内に事業所を置き、指名参加願いを提出していない方（適法な範囲で希望業種、建設業許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません。）

○ 登録できない方

- ① 宮代町内に主たる事業所を置いていない方
- ② 成年被後見人、もしくは被保佐人、または破産者で復権を得ていない方
- ③ 宮代町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている方

2 登録の有効期間

この申請は随時受けますが、有効期間は、平成26年3月31日までの2年間です。

3 契約者の選定方法

見積に指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低価格な見積書を提出された方と契約することになります。

4 契約の締結

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って請書等により契約します。この場合の契約保証金は免除します。

5 契約の履行等

契約の履行は、宮代町契約規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請負った契約は、自ら履行することとなりますので、希望業種の範囲は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

6 請負代金の支払

請負代金の支払は、履行完成後に行う検査合格後、請求に基づき支払います。支払期間は、請求を受けた日から起算して30日（修理、修繕工事は40日）以内です。前払金、部分払金はありません。

7 登録名簿の公開

この登録名簿は、庁内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため、一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

8 関係法令の遵守

契約に関しては、談合などの独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。万一、登録者が業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、その登録を取消します。